

A11 同時にもらっても問題ない場合もあります。

【解説】

平成24年3月30日付けの「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について(厚生労働省)」により、兼務について具体的になりました。この通知に該当する場合には、医療法人とMS法人の役員報酬を同時に受給することが可能であると考えられます。

通知内容は以下の通りになります。

1. 個人診療所である場合には、その診療所の開設者(＝管理者)が個人診療所と利害関係のある営利法人等の役職員を兼務していないこと
 2. 法人診療所である場合には、その法人の役員が法人診療所と利害関係のある営利法人等の役職員を兼務していないこと
 3. 個人診療所及び法人診療所が営利法人等から土地又は建物を賃借している場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること・契約内容が妥当であると認められることのみならず、かつ、医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるとき
 4. 営利法人等との取引額が少額である場合
- ただし、役員報酬の金額については、別途考慮する必要があります。